

2017年6月26日
広島電鉄株式会社

短時間正社員制度をはじめとする多様な働き方の実施について

広島県では、少子高齢化が進展し、本格的な人口減少時代を迎えようとしています。

労働力不足が叫ばれる中、広島電鉄では、優秀な人材を安定して確保するために、従業員本人のライフスタイルに応じて、正社員のまま労働時間を柔軟に変えることのできる「短時間正社員制度」を導入します。

また、元気なシニア層の活躍の場をとして、定年退職後最長70才まで働くことができるよう、シニア社員制度の拡充を図ります。

こうした「多様な働き方」の整備を通じて、男女問わず、若手からベテランまでの全員が力を発揮できる職場作りを推進して参ります。

1. 整備する制度

(1) 「短時間正社員制度」の導入

◇育児や介護、加齢等による体力の変化など、本人のライフスタイルなどに応じて、正社員のまま労働時間を選択できる制度を導入します。

◇既存社員の転換だけでなく、短時間正社員としての新規採用も行います。

(2) 「シニア社員制度」の拡充

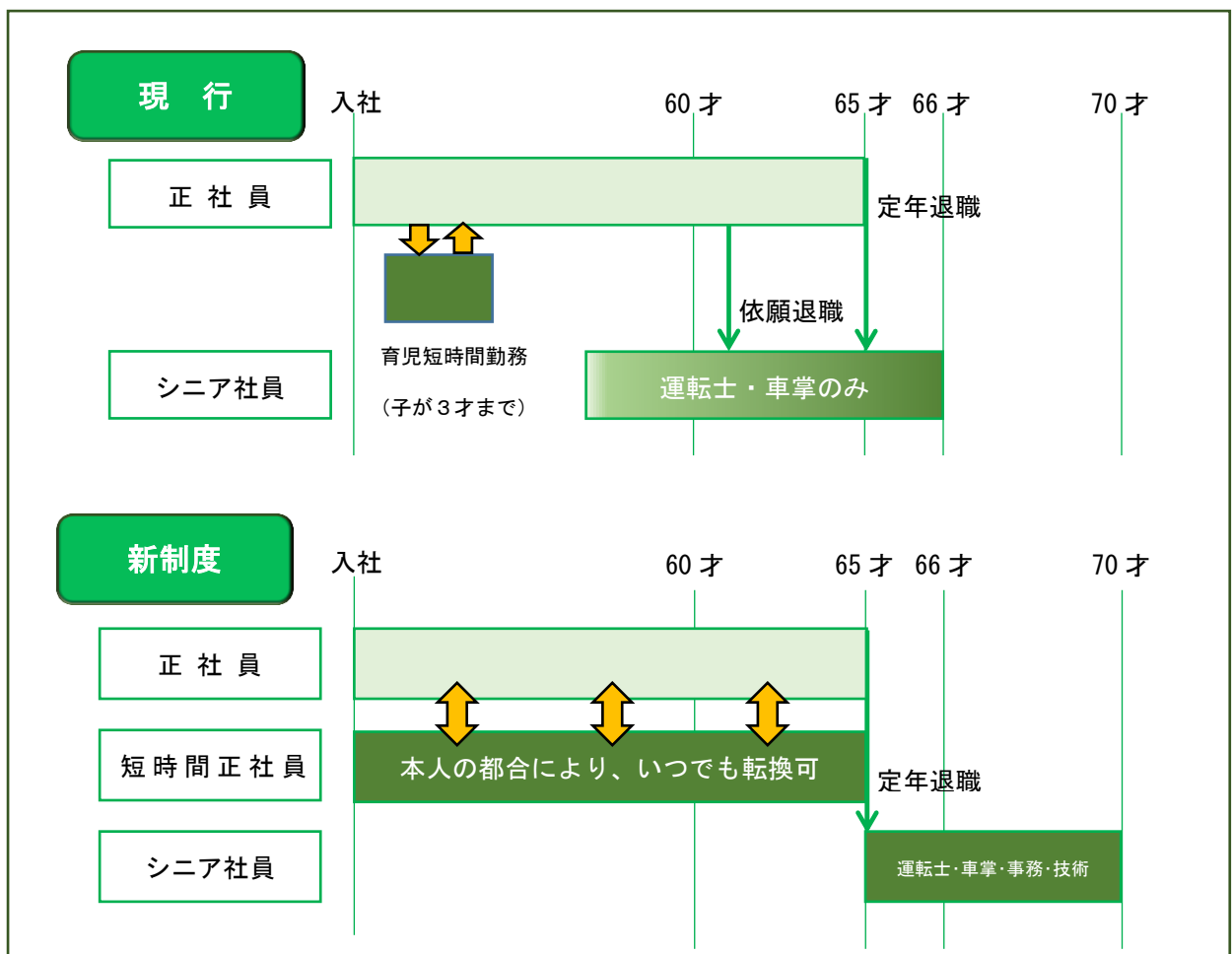
◇現行最長66才までのシニア社員制度を拡充し、定年退職後70才まで働くことのできる制度とします。

◇現行乗務員のみを対象職種を、事務職、技術職にも拡げます。

2. 多様な働き方の狙い

短時間制度 の現状	<ul style="list-style-type: none"> ◇短時間勤務制度は、法定の『子が3才までの育児』のみ 子が3才以降も使いたいとの声も… ◇カバーする者の負担 育児短時間はラッシュ時の乗務が難しい
多様な働き方	<ul style="list-style-type: none"> ◇必要に応じて・誰でも・いつでも短時間に。 ◇シニア社員制度の拡充などにより、カバー体制を確立。
狙い	<ul style="list-style-type: none"> ◇一部の人のための短時間制度から、全員のための制度へ。 ◇困ったときにはお互い助け合うことができる組織への転換を目指します。 ◇多様な人材を受け入れ、職場活力の向上を図ります。

(参考) 多様な働き方導入イメージ



3. 短時間正社員制度の主な労働条件

(1) 対象者、措置の内容

対象者	① 短時間正社員への転換を希望する正社員 ② 短時間正社員として外部より採用される者
転換理由	制限は設けない
措置の期間	本人が希望する3ヵ月以上の一定期間
措置の回数	転換回数に制限は設けない
職種	転換に際して、職種の変更は原則として行わない
労働時間	本人の希望を踏まえて、個別に決定 1日の労働時間もしくは週の労働日数を短縮

(2) 賃金

本給	フルタイム時の本給を短縮後の労働時間に応じて減額し、個別に月額で定める
臨時給与	フルタイムの正社員よりも若干低めの支給月数を設定した上で、短縮した時間分を控除する
退職金	短時間正社員の期間中の加算額を、フルタイムの正社員の50%とする

4. シニア社員制度の主な労働条件

	現 行	新制度
対象者	① 65才定年退職後、再雇用を希望する者 ② 短時間勤務を希望するために、65才を前に依願退職した者	65才定年退職後、再雇用を希望する者
雇用上限年齢	65才（特例で66才まで可）	70才
雇用契約期間	1年（特例期間6ヵ月）	6ヵ月
職種	運転士・車掌	運転士・車掌・技術職・事務職
基本給	職種別の時給制	職種別の時給制 ※ 同一職種同一賃金の趣旨に従い見直し

5. 実施日

平成29年9月中旬

■この件に関するお問い合わせ先

広島電鉄株式会社 人財管理本部

人事部 労務課 岡本、坂谷

TEL 082-242-3517 FAX 082-242-3514

(平日9:00~17:45)